

議案第54号

平成20年度大和市教育費補正予算案について

平成20年度大和市教育費補正予算案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、審議願いたく提案する。

平成20年11月11日提出

大和市教育委員会

教育長 山根英昭

平成20年度12月補正予算(案)

歳出

款 項 目 (事業名)	当初予算額	予算現額	補正額	補正後	備 考
10-2 小学校費	1,854,827	1,854,827	0	1,854,827	
3 学校建設費	935,925	935,925	0	935,925	
04 小学校屋内運動場建替事業	671,623	671,623	0	671,623	平成21年度に桜丘小学校体育館建替工事を行う計画ですが、学校行事(卒業式・入学式)を考えると工期が厳しいことから、平成20年度の設計業務委託終了後に工事の契約を進めるため補正により債務負担行為を設定するものです。
10-5 保健体育費	1,441,112	1,441,112	683	1,441,795	
1 保健体育総務費	455,969	455,969	683	456,652	
10 スポーツセンター施設管理運営事業	179,326	179,249	683	179,932	市民登録利用者(市民)を優先するために予約システムの改修を行うものです。
3 学校給食管理費	892,458	892,458	0	892,458	
08 単独調理校運営事業	105,771	105,771	0	105,771	平成21年度北大和小学校・西鶴間小学校の給食調理業務の委託契約事務を進めるため債務負担行為を設定するものです。

10-5-1-10 スポーツセンター施設管理運営事業の当初予算と予算現額の差額77千円は野球場施設管理費への流用分(電波障害除去工事)です。

議案第 5 5 号

大和市事務分掌条例の一部を改正する条例案の意見聴取について

大和市事務分掌条例の一部を改正する条例案の意見聴取について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、審議願いたく提案する。

平成 2 0 年 1 1 月 1 1 日提出

大和市教育委員会

教育長 山 根 英 昭

平成 20 年 11 月 12 日

大和市長 大 木 哲 殿

大和市教育局委員長 田 村 繁

大和市委務分掌条例の一部を改正する条例案の意見聴取について（意見及び要望）

地方教育行政の組織および運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見聴取された上記の件、及び上記条例案が目指す市全体の組織再編案については、基本的に了承したが、
教育委員会制度の意義を損なうことのないよう、補助執行の運営と今後の組織のあり方について、意見及び要望を付記する。

記

教育委員会は、教育基本法に基づく「生涯学習の理念」を達成するために、学校教育と社会教育は両輪であると認識しており、学校教育部門を所管する教育委員会が、主として社会教育部門を同時に所管することが最も適当であると考えている。

しかし、一方で、国が、条例の制定等によって文化・スポーツ分野を首長部局において管理執行することを認める法制度の改正を行うといった、教育委員会と首長の間における役割分担の更なる柔軟化の流れがあることも事実である。

また、現在策定中の第 8 次大和市総合計画は、将来都市像の実現を目指し、行政資源を有効に活用していくために、行政組織の再編を行うこととしている。中でも、いま多くの問題を抱えている学校教育に、より重点的に取り組み、きめ細かく各学校との連携を保つことができるように、教育委員会の組織を学校教育に特化していこうとする方向性についても、一定の理解を示すところである。

ただし、補助執行によって執行される事務が 2 部に分かれることなどによる行政運営の効率性・機能性の視点から、児童生徒、保護者、そして市民全体のため、本条例案が目指す組織再編のうち教育に関連する部分を、より有効、効率的で機能的なものとするために、以下の要望を行う。

全体的なコーディネート機能について

公民館等の社会教育施設を文化スポーツ部へ組織づけるのであれば、同様に社会教育分野のコーディネート機能を文化スポーツ部の生涯学習センターに組織づけるとともに補助執行にかかる教育委員会付議事項や事務の調整機能についてのとりまとめを、文化スポーツ部及びこども部の各総務担当が担うことを要望する。

補助執行にかかる教育委員会付議事項の全体調整機能は、を前提に、教育行政の企画・調整や教育施策の決定機関である教育委員会会議の運営を所管す

る教育部の総務部門に組織づけることが、効率的で機能的な行政運営を行う観点から適当であると考える。

なお、大和市として初めて、従来、教育委員会が管理執行してきた生涯学習分野に関する事務を市長部局に補助執行させることにより、教育委員会会議の意思決定を要する重要な事項について、その適正な手続きの管理・調整を行う機能、及び「将来都市像」の実現に向けて、広く教育に関わる方針や事業決定など重要事項についての教育委員会と市長部局との有効かつ有意な連携のための調整を行う機能が必要となる。さらに、法改正により、教育振興基本計画を定めることが努力義務化され、また、教育委員会の権限に属する事務の点検・評価を毎年度行うことが義務付けられるなど、教育施策についての、調整・進行管理や政策調整機能の充実が急務となっている。

以上の課題を解決するため、教育部教育総務課に担当組織として、従来の庶務調整担当に加え、教育政策担当を設置し、所要の人員の確保を要望する。

以上

事務担当 教育総務部総務課庶務調整担当
内線 5 2 0 3